

除染も経審完工高に算入

国交省

重機利用など対象限定

国土交通省は27日、東日本大震災の被災地域などで発注される除染業務を、建設工事と認められる部分で経営事項審査の完成工事高に算入できるとの考え方をまとめ、各地方整備局、都道府県、業界団体に送付した。重機の利用による表土の除去といった建設工事とみなされるものを対象とする。国交省では昨年12月、がれき処理業務も建設工事に当たる部分を経営の完工高に算入できる特例を定めており、大規模事業となる可能性のある除染についても同様に対応する。

今回の通知では、表土の除去や客土、圧密のほか、壁や屋根の撤去といった重機などを利用した建設工事の施工に相当するものを経営の完工高に含めることにした。落葉の除去や清掃などの役務提供の場合は建設工事の請負とはせず、評価対象としない。1つの契約で評価対象になるものと同様、業務内容に建設工事

とみなせる工程が含まれていても「業務委託」として発注されることで経営の完工高に含まれないことへの懸念が高まっていた。5月には環境省が本格除染の初弾となる工事の一般競争入札を公告するな

ど、工事としての発注が進む一方、地方自治体では業務委託として発注するケースも見込まれることから、こうした際の取り扱いを示した形だ。がれき処理業務が数千億規模の発注となっている中、除染も類似する規模になる可能性もある。国交省では、実質的に建設工事としての作業が必要になる実態を反映させることが必要と判断。工事部分の切り分けと完工高への算入を模の発注となつていて、除染も類似する規模になる可能性もある。国交省では、実質的に建設工事としての作業が必要になる実態を反映させることが必要と判断。工事部分の切り分けと完工高への算入を模の発注となつていて、除